

PRTR法第1種指定化学物質分析法一覧 環境省



環境省は平成16年3月5日、人の健康や生態系に有害性を持つおそれのあるとして、PRTR法で第一種指定となっている化学物質の分析法一覧をまとめ、同省ホームページから公表しました。

PRTR法に基づく制度では、354の第一種指定化学物質について、事業所から環境中に排出された量や廃棄物に含まれ事業所外へ移動した量を事業者自らが把握し、国に届け出ることを義務づけているが、これらの化学物質では公定法となる分析法が定められていないのが現状です。

今回公表された一覧は、「化学物質環境汚染実態調査(通称:黒本調査)」などを通じて、環境省が開発した分析法を感度、精度、使用機器といった観点から評価・検討し、現段階で活用可能な分析法をまとめたものです。

水質で220物質、底質で183物質、生物で124物質、大気で131物質についての分析法が掲載されています。

資料:2004年3月5日付 EICネット

総務部 横山 美代子

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

